

□■受験対策ミニ講座 19号 2022□■ (養成所ニュースプラス 25号)

暦では20日から大寒。一年で一番寒い時期になりました。今日から新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」の適用になった地域もあります。試験センターは、本日付けで「感染防止対策を講じたうえで、予定どおり試験を実施する」旨のお知らせを公表しました。皆さんは、細心の注意を払いながら、暖かくして、また、栄養と睡眠はしっかりとって抵抗力を維持してください。試験まであと2週間のこの時期は、新たなことには手を出さず、自分を信じてこれまでのスタイルを守ってください。今までどおりに勉強を積み重ねていきましょう。

今回は最後から2つめの科目「就労支援サービス」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも、あわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

障害者雇用率制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。(「社会福祉士国家試験模擬問題集 2022」中央法規出版 p.60 一部改変)

1. 国・地方公共団体等の法定雇用率は2.3%である。
 2. 従業員40人の民間企業の事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用しなければならない。
 3. 法定雇用率の算定基礎の対象は、身体障害者、知的障害者に限られている。
 4. 障害者雇用率制度の対象となる民間企業の事業主は、障害者雇用推進者を選任しなければならない。
 5. 重度の身体障害者を1人雇用した場合(短時間労働者を除く)、雇用率の算定では2人を雇用したものとみなす。
- 解説と正答は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(32期生)住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー(控え)をとってください。
- ・参考文献及び引用文献の記入について、文献(URL)名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。
受講の手引き P18-19の「(3)文章作法とルール」や、P22-24の「(5)参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info

- 国家試験に関する情報をお届けします
- ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日(日)です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
 - ・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症対策に関する国家試験当日の注意事項や、対応について情報公開がありました(2021年12月6日付)。
詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=5878>
 - ・社会福祉振興・試験センターより、国家試験におけるまん延防止等重点措置にかかる対応について情報公開がありまし

た（2022年1月21日付）。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=5923>

・中央法規より「2021年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。

※入金締切日を過ぎていたため、自己採点扱いとなります。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催しております。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。また、12月25日（土）より、国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となっています。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Plus Column

【どんな事態にも落ち着いて】

1月7日の試験センターからのお知らせには、「受験する皆様は、気象条件や公共交通機関の運行状況等に注意し、時間に余裕を持って試験会場にご来場ください。」とあります。当日朝のシミュレーションをしておきましょう。

試験会場は、密を避けるために8時30分に開場され、受験者は9時20分までに入室することとされています。9時25分には注意事項等の説明が始まります。この時刻には席に着いていなくてはなりません。

地震や大雪などによる災害、交通機関の遅延などは、いつでも起きて不思議はありません。先日の大学入学共通テストでも、津波警報や人身事故による交通機関の遅延で、試験時間が変更になった会場がありました。公共交通機関の経路は様々な事態を想定して複数、確認しておきましょう。今できることは、どんな事態に対しても落ち着いて行動できるよう、出来る限りの準備をしておくことです。

試験会場に駐車場・駐輪場はなく、「受験の手引」にも「必ず公共交通機関を利用」することとあります。当日は、たくさんの方が試験会場に向かいます。近隣住民への配慮から、タクシーの利用や自家用車での送迎も禁じられています。また、会場に道順を照会することも固く禁じられています。

社会福祉士になろうという人が近隣の人々に迷惑をかけ、社会のルールを逸脱することはできませんね。「受験の手引」には、そのほかにも「耳栓の使用はできないこと」「ゴミは周辺の駅などに捨てず、自宅まで持ち帰ること」「全面禁煙の会場では喫煙は一切できないこと」などの注意事項もあります。今のうちにもう一度確認しておきましょう。

準備しながら気持ちを引き締め、何よりもご自身の健康管理に最大限の注意を払って、残りの日々を過ごしてください。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 解説と正答】

「就労支援サービス」は「更生保護」と合わせて1科目群とされ、この科目群で得点が必要とされます。

障害者と低所得者分野からの出題頻度が高い科目です。障害者関連のポイントのひとつが「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」で、(1) 職業リハビリテーション (2) 雇用義務による雇用の促進（障害者雇用

率制度、障害者雇用調整金・納付金等)が主な内容です。

2013(平成25)年の改正では、障害者権利条約批准に向け「雇用上の障害者差別の禁止と合理的配慮の提供義務」の規定が加わりました。また、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることになりました。

2018(平成30)年に発覚した中央省庁の障害者雇用数水増し問題は、皆さんの記憶にもあるでしょう。この問題を受けて、2019(令和元)年の改正では、国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画を作成・公表すること、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を選任することを義務付けました。

1. ×2018(平成30)年4月1日から法定雇用率には経過措置が設けられていました。しかし、2021(令和3)年3月1日をもってこの経過措置は廃止され、国・地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%、民間企業は2.3%になりました。

2. ×2021(令和3)年3月1日から法定雇用率が2.3%になり、雇用しなければならない事業主の範囲は、常用雇用者数43.5人に拡大されました。

3. ×2018(平成30)年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)が加えられました。

4. ×民間企業の事業主による障害者雇用推進者の配置は努力義務です。一方、国及び地方公共団体の任命権者には選任義務があります。障害者職業生活相談員の業務や選任義務も確認しましょう。

5. ○雇用者数の算定にあたり、重度身体障害者又は重度知的障害者を1人雇用した場合、短時間労働者を除き2人として計算できます。ただし、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働で、重度身体障害者又は重度知的障害者である場合は、1人を1人として計算できます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus